（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整を定める件の一部改正）

第二条　平成十年大蔵省・農林水産省告示第十九号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条中「基本的項目の額（」を削り、「第四条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額」を「第二条の算式における自己資本の額」に改める。

第二条第一項中「子会社等」を「その子会社等（法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）」に、「基本的項目の額（告示第十二条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第十三条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額をいう」を「告示第十条の算式における自己資本の額とする」に改め、同条第二項中「（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用にあたり法第十一条の十一第二項に規定する」を「前段の規定の適用に当たり組合又は連合会の」に、「命令第十七条に規定する者」を「関連法人等（命令第六条第二号に規定する関連法人等をいう。）」に、「当該組合又は連合会の基本的項目の額（告示第四条に規定する基本的項目の額をいう。以下この項において同じ。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額に当該組合又は連合会と特殊の関係のある者の基本的項目の額」を「当該関連法人等を除いて算出した告示第十条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の告示第二条の算式における自己資本の額に相当する額の合計額」を削る。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十四条の二第二項の規定に基づき、水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件の一部改正）

第三条　次に掲げる告示の規定中「三月二十八日」を削り、「第四条第一項に規定する基本的項目の額」を「第二条の算式における自己資本の額」に改める。

一　平成十八年金融庁・農林水産省告示第二十号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件）本則

二　平成十八年金融庁・農林水産省告示第二十一号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十四条の二第二項の規定に基づき、水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件）本則

○金融庁・農林水産省告示第四号

農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（平成十四年内閣府・農林水産省令第一号）第五条の規定に基づき、農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令第五条の規定に基づき、農林中央金庫法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十四年金融庁・農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

第二項中「ものとし」の下に「、連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額（前項の普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額に算入される部分に限る。）を控除するものとし」を加える。

○金融庁・農林水産省告示第五号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項等の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「。第十二条第一項第三号イ」を「。第十二条第一項第四号イ」に、「、第十二条第一項第三号イ」を「、同号イ」に改める。

第十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）を除く。）

第十二条第二項第一号ヘ中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

第十三条第一項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第十一項中「評価・換算差額等」を「その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金」に改める。

第十六条第二項第五号中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

第七十六条第二項第五号を次のように改める。

五　存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会

（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第二条　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「第十二条第一項第三号イ」を「第十二条第一項第四号イ」に改める。

第十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）を除く。）

第十二条第二項第一号ヘ中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。